

都市公園における公園施設

・都市公園に設置することが出来る公園施設は、都市公園法第2条、都市公園法施行令第5条、都市公園法施行規則第1条、第1条の2及び第1条の3に定められている。

分類	公園施設の種類
園路広場	園路、広場
修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、噴水、水流、徒渉池、池、水流に類するもの、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石、その他これらに類するもの
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、日陰だな、ピクニック場、キャンプ場
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、砂場、ラダー、メリーゴーランド、遊戯用電車、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、その他これらに類するもの
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、野外ダンス場、リハビリテーション用運動施設、温水利用型健康運動施設、その他これらに類するもの
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体・気象観測施設、体験学習施設、記念碑、遺跡等（古墳・城跡等）、その他これらに類するもの
便益施設	売店、飲食店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設、便所、荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、照明施設、ごみ処理場（廃棄物再生利用施設を含む）、くず箱、水道、井戸、その他これらに類するもの
管理施設	管理事務所、詰所、倉庫、車庫、苗畑、材料置場、掲示板、標識、その他これらに類するもの
その他の施設	展望台、集会所、備蓄倉庫（耐震性貯水槽）、舟遊場、係留施設、魚釣り場、水門、雨水貯留施設※1、水質浄化施設、護岸擁壁、発電施設※1、放送施設※1、情報通信施設※1、ヘリポート※1、その他これらに類するもの